2015 年 9 月

受益者の皆様へ

ＨＳＢＣ投信株式会社

「ＨＳＢＣ　中国人民元ファンド」
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

このたび当社では、下記の理由により掲題ファンドの信託終了（繰上償還）を予定しております。つきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定にしたがい、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称
追加型証券投資信託　「ＨＳＢＣ　中国人民元ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）

2. 繰上償還の理由
当ファンドは、2011 年 6 月 28 日に設定し、運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款の繰上償還条項（第 41 条第 1 項）に定める 30 億口を大きく下回っており、運用の基本方針にしたがった運用を継続することが困難な状況になっております。このため、運用を継続するよりもお預りした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが最善の措置であると判断し、繰上償還の手続き（書面決議）を行うことといたします。

3. 繰上償還予定年月日
2015 年 11 月 10 日

4. 書面決議について
書面による議決権行使の期間：2015 年 9 月 24 日～2015 年 10 月 15 日
2015 年 9 月 24 日時点において当ファンドの受益者の方は、本書面決議において提案する当ファンドの繰上償還（以下、「本議案」といいます。）についての議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対しましては、追って、当ファンドの販売会社から本議案に関する「議決権行使書面」が送付されますので、議決権を行使される方は、2015 年 10 月 15 日（必着）までに、「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、当社宛てご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、当ファンドの信託約款（第 41 条第 4 項）の規定により、本議案について賛成されたものとみなします。
この書面による決議は、2015 年 9 月 24 日時点の受益者を対象とし、議決権を有する受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、当ファンドは、2015 年 11 月 10 日をもって繰上償還いたします。

以上

HSBC
Global Asset Management